2019年度　証券ゼミナール大会

第5テーマ　日本における金融教育のあり方

北星学園大学　秋森ゼミ

目次

序章 4

第 1 章　金融教育とは 5

第 1 節　金融教育の定義 5

第 2 節　金融教育の必要性 5

第 3 節　金融教育の目的と目標 8

第 2 章　日本と海外の金融教育 11

第 1 節　日本の金融教育の現状 11

第 2 節　海外の金融教育の現状 13

第 3 節　日本と海外の金融教育の比較 15

第 4 節　私たちが考える金融教育のあり方 16

第 3 章　資産運用におけるライフプランニング 18

第 1 節　iDeCo（個人型確定拠出年金）について 18

第 2 節　つみたて NISA について 24

第 3 節　iDeCo とつみたて NISA のメリット比較 29

第 4 節　まとめ 30

第 4 章　ESG 投資 30

第 1 節　ESG 投資の定義 31

第 2 節　ESG 投資の必要性（ESG 投資に関する教育の必要性） 32

第 3 節　世界と日本の ESG 投資の現状 34

第 4 節　ESG 投資の教育の在り方 39

第 5 節　まとめ 39

終章 39

【参考文献】 41

序章

日本人は欧米各国の人々と比べるとかなりお金の知識が不足していると言われている。日銀が発表している「資金循環の日米欧比較」によると、家計の金融資産構成は、現金・預金が占める割合は、日本 50%弱、アメリカ 10%弱となっており、日本はアメリカを大きく上回っている。株式や投資信託などの投資が占める割合は、日本は 10%強、アメリカは 50%弱となっており、現金・預金の割合と逆になっている。このような違いは、国民性という視点も少なからずあるが、金融教育の差が影響している可能性は高いと考えられ、金融に関する知識が不足していると言える。

図 1

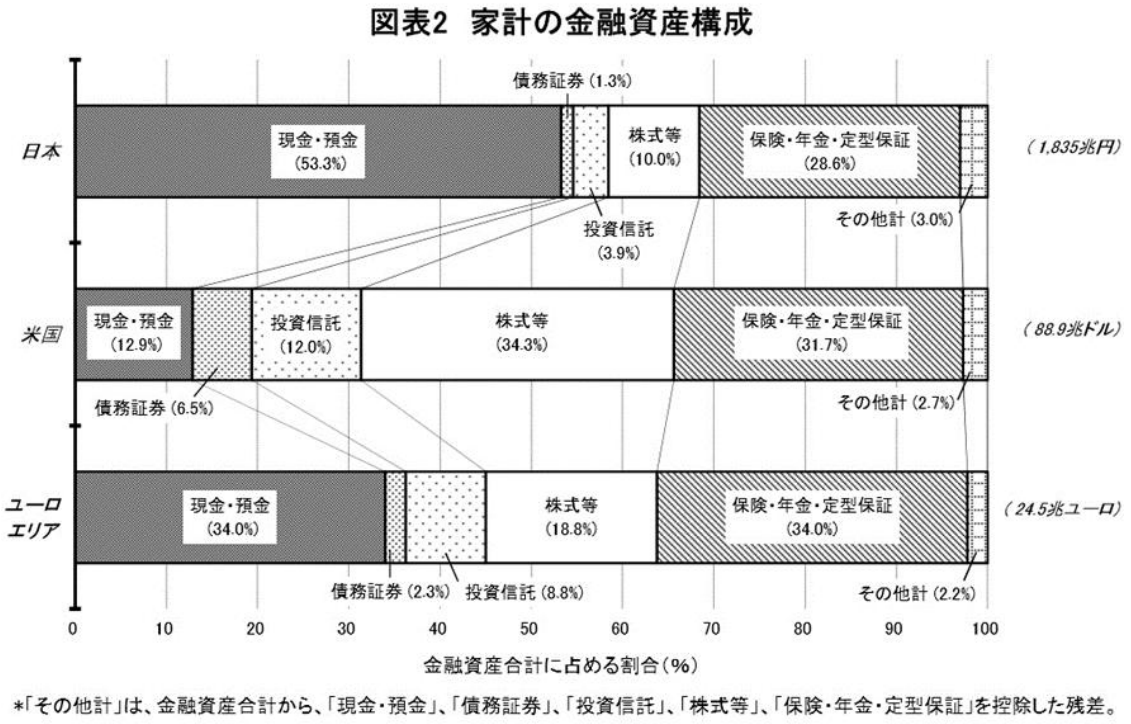

日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」(2019 年) p.2
(https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf)より引用

本稿では、金融教育についてどのような取り組みを行い、将来に向けてのど

のように資産を運用していくかを述べていく。第1章では、金融とは何か、また必要性や目標、目的について、第2章では、日本、アメリカ、イギリスを比較し、各国がどのような取り組みを行っているか、私たちが考える金融教育のあり方について、第3章では、iDeCoと積み立てNISAを用いた資産形成について、第4章では、ESG投資を用いた資産形成について述べていく。

第1章　金融教育とは

第1章では、金融教育の定義や必要性を確認し、金融教育の目的や目標について参考資料を用いて述べていく。

第1節　金融教育の定義

「金融」とは、お金が余っているところから足りないところへ利息を支払うことを条件に資金の融通（お金の融通）をすることをいい、また、「教育」とは教えて知能をつけることを意味している。

では、金融教育とはどういったことなのか。金融広報中央委員会によると「お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」と広義している。

この広義を用いて、みずほファイナンシャルグループから「個人の金銭管理と金融システムについての正しい知識と理解を促す教育」と狭義とされている。

加えて、全国銀行協会は金融教育活動のテーマとして「お金とどのように付き合っていくか」というものを掲げている。

第2節　金融教育の必要性

現代社会では、「生きること」と「お金」は切り離せないものであり、「お金を使う」、「お金を貯める」、「お金を稼ぐ」、「お金を借りる」など、様々な形でお金と関係して日々を生活している。よりよい暮らしを築くため、お金で失敗しないためにもお金についての知識を深めることは当然のことであり、金融教育はいつの時代にとっても必要な基礎的教養である。では、なぜ今金融教育が

必要だと強調されるようになったのか。その理由は、大きく分けて 2 つある。

まず、将来に向けての生活設計や資産形成が重要視されたことである。令和元年、金融審議会市場ワーキング・グループが作成した「高齢者における資産形成・管理」という報告書をメディアが大きく取り上げた。報告書は、年金以外に必要な金額の目安を「約 2000 万円」とし、「資産寿命を延ばすことが必要」と投資や運用を進めた。

図 2

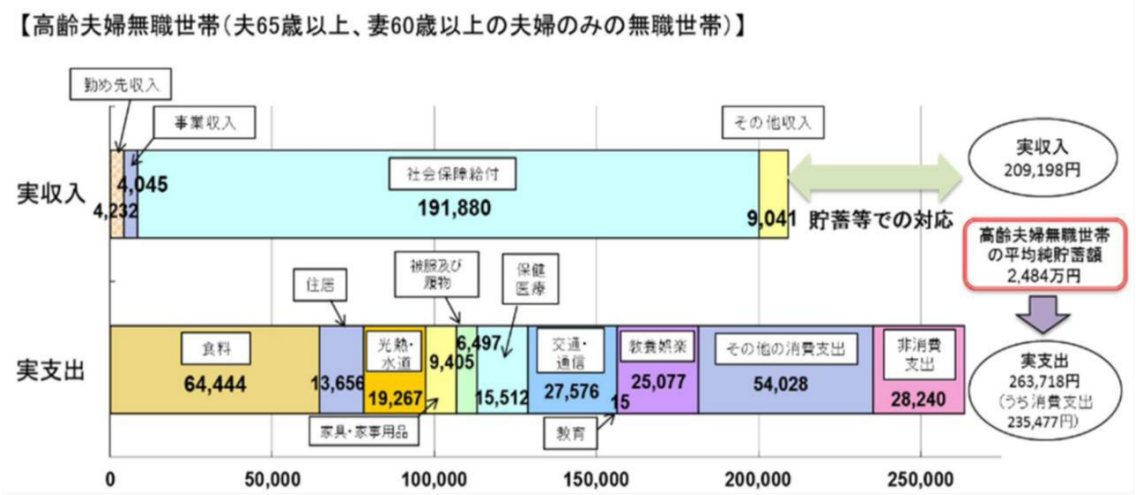

（出典）第 21 回市場ワーキング・グループ 厚生労働省資料

三菱 UFJ 信託銀行の HP では、「約 3000 万円を目安に」と書かれており、個々の家計によって不足額は変化する。さらに、年金の金額が減ることは、少子高齢化の進行で現役世代が減り、受給世代が増えることから必然であり、経済環境や社会構造の変化で必要な老後資金額も変化する。

図 3

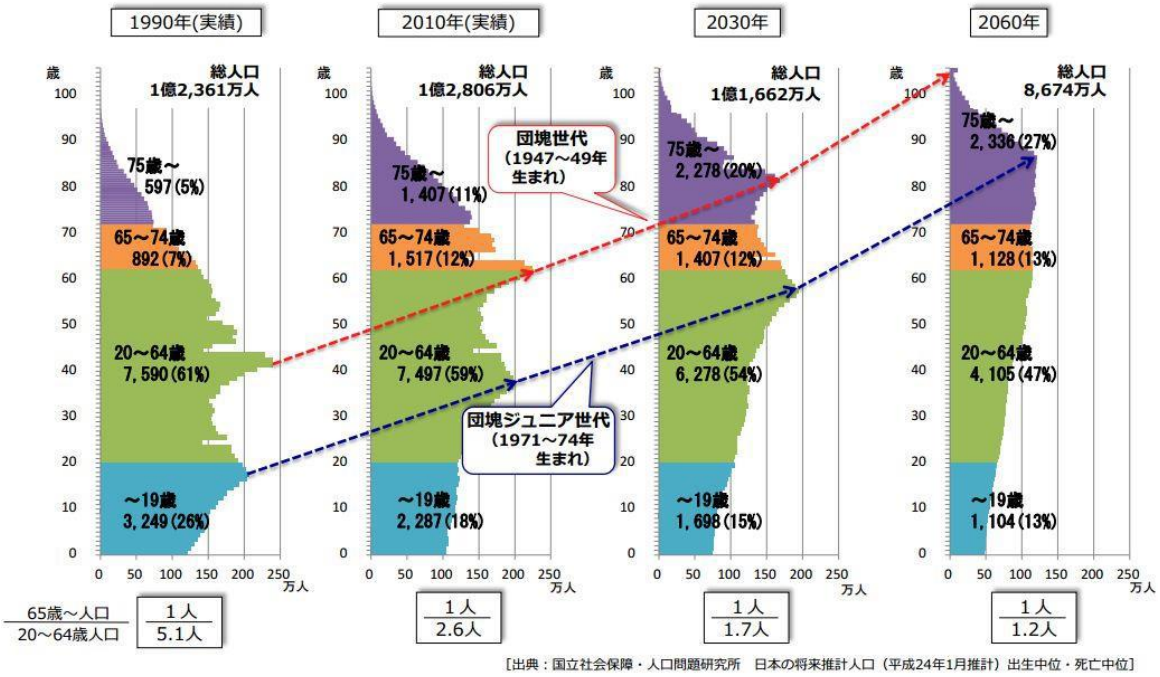

年金は老後資金の柱の一つとして考え、それ以外に貯蓄が必要であることは常識である。この報告書が発表されたことにより、将来について考えおらず「年金さえあれば老後は安心できる」と思っていたことや、資産寿命を延ばす方法がわからないなどの金融知識が不足している人が目立ち、金融教育の必要性を感じた。

そして、キャッシュレスによる「お金」の複雑化である。日々の生活における「お金」のやりとりは、クレジットカードやインターネットショッピング、電子マネーの利用など、「お金」を直接やり取りしないキャッシュレス化が進んでいる。

図 4

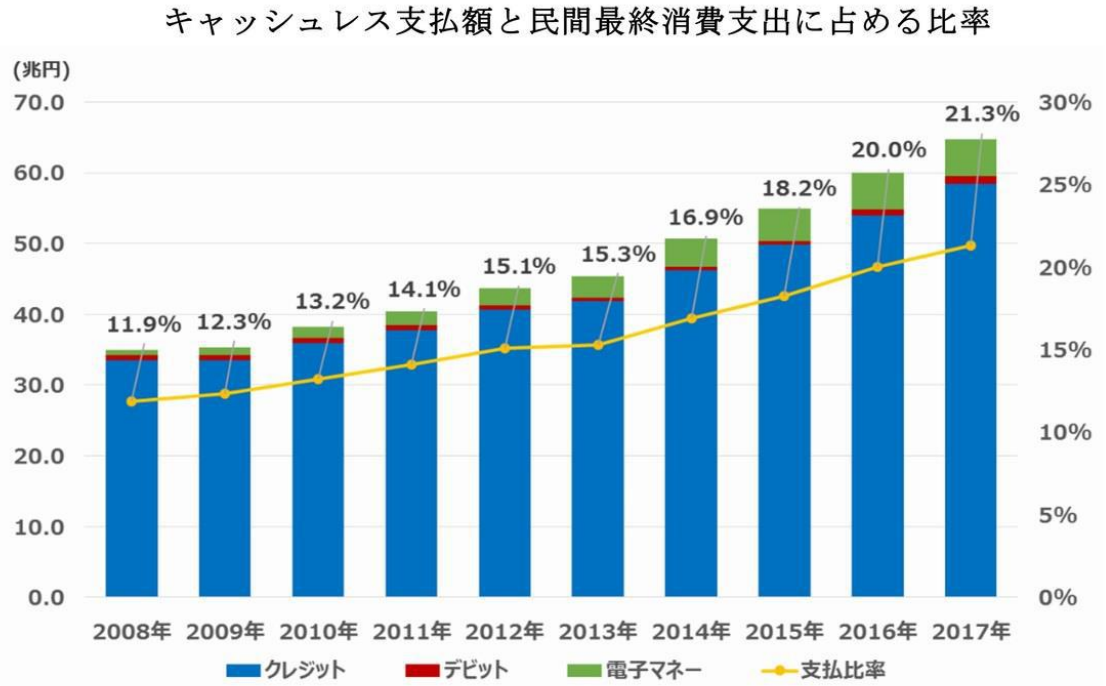

（出展）一般社団法人キャッシュレス推進協会が 2019 年 4 月に発表した「キャッシュレス・ロードマップ 2019」より引用。。

キャッシュレス化は、決済の利便性と安全性の向上をはかるため様々な場面で推進され、商取引の活性化や新たなビジネスの創出が期待されている。「お金」の役割や価値に関する実感や生活感が薄れていくと「お金」に対して安易な態度で接するようになる。目に見える現金での「お金」のやりとりと違い、目に見えないキャッシュレスでの「お金」のやりとりは、実際に減っていくお金の様子が見えないため、生活力に乏しい大人や、多重債務者になってしまう危険性がある。情報技術が発達し、お金自体の流通のあり方が変化する時代だからこそ、学校教育などを通じて子供たちに改めて「お金」の価値を実感させ、「お金」をしっかり扱う態度を身に付けさせる必要がある。

第 3 節　金融教育の目的と目標

目的とは、最終的に実現しよう、成し遂げよう、到達しようとして目指すものである。目標とは、さしあたって実現させたり、成し遂げたり、到達しよう

と目指すものをいい、目的を達成するために設けた目印である。

金融教育の目的を阿部（2015）は、「消費者問題の発生を防ぐために必要な知識の獲得や現代社会・金融社会への理解、情報の収集方法、そして消費者行動など、これらのことについての学習を行うこと」と説明しており、金融教育の目標を金融広報中央委員会は、小学校から高等学校までの教育課程を通じて身につけることが望まれる教育目標の概要を「生活設計・家計管理」「金融や経済の仕組み」「消費生活・金融トラブル防止」「キャリア教育」に分けて説明している。

生活設計・家計管理に関する分野を大きく 4 つに分けてまとめている。

1 つ目は、使える資源には限り（予算制約）があること、限られた予算の下でよりよい生活を築く意義、資金管理に関する意思決定の基本を理解し、実践する技能と態度を身につけることである。

2 つ目は、貯蓄の意義を理解し、貯蓄の習慣を身につけることと、期間と金利の関係、および貯蓄の運用を継続することの大切さ、金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で運用する態度を身につけることである。

3 つ目は、生活設計の必要性を理解し、将来を展望した自分の生活設計を立てること、生活設計に必要な様々な知識を活用して自分の暮らしを考えること、生活設計と職業選択を関係付けて自分の将来を現実的に考えることである。

4 つ目は、事故や災害、病気など不測の事態に備える必要性とその方法や日常生活における危険から身の安全を確保する方法を理解し、実践すること、他人に損害を与える可能性を認識し、安全な行動を心掛けることである。

「金融や経済の仕組み」に関する分野を大きく 4 つに分けてまとめている。

1 つ目は、お金の働きや役割、金融機関の役割、中央銀行の機能、金利の働きについて理解することである。

2 つ目は、ものやお金の流れと家計、企業、政府等の役割について理解すること、市場の働きや機能を知り、市場経済の意義、産業の発展と海外経済との関係について理解することである。

3 つ目は、景気の変動と物価、金利、株価等の関係、中央銀行の金融政策、政

府の役割について理解すること、景気変動や経済政策と自分の暮らしや社会との関係を理解することである。

4 つ目は、経済社会が抱える問題について幅広く関心をもち、情報収集の技能や経済社会の課題解決に向けて合理的・主体的に考える態度を身につけることである。

「消費生活・金融トラブル防止」に関する分野を大きく 2 つに分けてまとめている。

1 つ目は、消費者の権利と責任について理解し、それを生かす態度、自立した消費者として行動するための基礎知識と態度、消費生活に関する情報を収集し適切に活用することができる技能を身に付けることである。

2 つ目は、消費者問題の発生する背景について理解し、お金との付き合い方について日頃から考える態度、金融トラブルや多重債務の実態を知り、巻き込まれない態度、法律や制度を活用して事態に対処できる知識と技能を身に付けることである。

「キャリア教育」に関する分野を大きく 3 つに分けてまとめている。

1 つ目は、勤労の意義とお金の価値の重さ、労働者の権利と義務について理解し、それを生かす態度を身に付けること、自分の職業選択について主体的に考えることである。

2 つ目は、付加価値を生み出すために様々な努力と付加価値の創造が経済社会発展の原動力であることを理解し、自らの夢を描き実現の方法を考え、実現に向けて努力する態度を身に付けることである。

3 つ目は、社会との様々なつながりを理解し、ルールを守り、他人に感謝する 心を養うこと、よりよい社会を築くためにみんなで協力することの意味を理解し、何ができるかを考え実行する態度を養うことである。

第 2 章　日本と海外の金融教育

本章では、日本の金融教育の現状、イギリスとアメリカの金融教育の現状、日本と海外の金融教育の比較、私たちが考える金融教育のあり方について述べる。

第 1 節　日本の金融教育の現状

2013 年に金融庁が「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目)」を作成した。以下の 4 つがその 4 分野である。

（1）家計管理

・適切な収支管理

（2）生活設計

・ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

（3）金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

・金融取引の基本としての素養

・金融分野共通の知識

・保険商品

・ローン・クレジット

・資産形成商品

（4）外部の知見の適切な活用

・外部の知見を適切に活用する必要性の理解

これらをもとに金融広報中央委員会が『金融リテラシー・マップ』を作成し、必要な金融教育を年齢層別に、体系的かつ具体的に記した。

金融広報中央委員会は、2016 年と 2019 年に金融リテラシー調査を実施した。18～79 歳の 25,000 人を対象に、インターネットによるアンケート調査を行った。2016 年の調査結果と 2019 年の調査結果を比べると、金融リテラシー・マップで必要とされる知識・判断力を計る正誤問題の正答率は 2016 年が 55.6%、2019 年が 56.6%と 1%上昇し、分野別においてもすべての分野で上昇した。

図 5

正誤問題の正答率(単位：%)

金融リテラシーマップの分野		正答率(2016年)	正答率(2019年)
家計管理		51	52.3
生活設計		50.4	50.8
金融知識	金融取引の基本	72.9	74
	金融・経済の基礎	48.8	49.8
	保険	52.5	54.4
	ローン・クレジット	53.3	54.4
	資産形成	54.3	54.8
外部の知見活用		65.6	65.3
合計		56.6	55.6

出所：金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019 年)」、2019/07/03（https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/）

また、高リテラシー層（正誤問題の正答率が 80%を超える層）は、他の層と比較すると、前回調査同様に、①金融経済情報を見る頻度が高い、②家計管理をしっかり行っている、③金融商品の内容を理解したうえで商品を選択している、④損失回避傾向および横並び意識が低くリスク資産に投資をする、といった特徴がみられる。

金融経済教育を推進する研究会の「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」（ 2014 年 4 月）では、金融経済教育の実施科目・実施時間・時間確保状況などが調査結果として挙げられた。実施科目では公民・家庭科が多い傾向であることが示された。実施時間で最も多かった回答が各学年別において以下のとおりである。

中学校 1 年生：「0 時間」（74.2%）

中学校 2 年生：「0 時間」（58.2%）

中学校 3 年生：「1 ～ 5 時間程度」（44.6%）

高校 1 年生：「1 ～ 5 時間程度」（60.9%）

高校 2 年生：「1 ～ 5 時間程度」（49.3%）

高校３年生：「１～５時間程度」（47.7％）

金融経済教育に関する授業時間については、全体を通じて「やや不十分」とする回答が４割強と最も多く、「不十分である」と合わせると約６割を占めている。金融リテラシー調査(2019)では、「金融教育を行うべき」との意見は67.2%となっており、今以上の金融教育を求めていることがわかる。

第２節　海外の金融教育の現状

(1) イギリスの金融教育

イギリスは、民間と国が連携する体制をとっており、金融経済教育を行う教師側の支援を地域の NPO が行っている。イギリスの主な取り組みとして、3つある。

最初に、イギリスは小学校、中学校、高校と全ての年代で金融教育が行われている。5～7歳の小学校低学年、7～11歳の小学校中学、11～14歳の小学校高学年・中学生、14～16歳の中学生・高校生と段階的に金融教育を構成・継続するシステムを構築し、体験型の学習方法を取り入れ、より具体的で実践的である。教育内容として、大きく三つに分かれている。

1つ目は、貨幣とは何か、貨幣の源泉としての収入、貨幣はどこに行くか（家計支出、税金、社会保険料）などの「金融についての知識と理解」を学ぶこと。

2 つ目は、お金を管理する、お金を使う、予算を立てる、リスクとリターンの基礎知識を資産運用に適用するなどの「金融についてのスキル（技術）とコンピテンス（能力)」を学ぶこと。

3 つ目は、個人の金融行動に対して自己責任だけでなく、家族や社会などに対して与える影響も考慮して行動すべき「個人の社会的責任」などの金融についての責任を学ぶこと。イギリスのシステムは、基本的な知識から難しい内容まで段階的に継続的に学べることから、経済や金融の苦手意識がなくなり、自然に身近で必要なものとして受け入れられることができる。

次に、イギリスの金融教育において中心的な役割を果たしてきた機関が FSA（金融サービス機構)である。2010 年 3 月に FSA から金融教育部門が独立し、消費者金融教育機関（The Consumer Financial Education Body Limited）としてマネー・アドバイス・サービス（MAS）を設立した。MAS の目的は、消費者に

対する中立・公正なアドバイスの提供であり、WEB サイトの運営や消費者からの相談のメール・チャット対応を活動としている。また、金融教育を長期的な取り組みと考えており、FSA 時代に行われた 2006 年の実態調査を引き継ぎ、を 2013 年に第二回目の実態調査を行い、制度や方式の見直しやフォローアップを行っている。英国民に教育対して金融に関する情報、教育、アドバイスを提供する機関であり、オンラインを中心とした中立・無料のサービス提供し、貯蓄・年金・債務管理・投資など、個人が関わり得るあらゆる分野取り扱っている。

最後に、2011 年以前は税制優遇措置を伴う子ども名義の投資・貯蓄制度（Child Trust Fund：CTF）を導入していたが、政権交代によりジュニア ISA に変更された。ジュニア ISA とは、子どもの将来のための資産形成を目的とした制度であり、低年齢からの金融教育の実践を後押ししたものと考えられる。

(2) アメリカの金融教育

アメリカでは全米で共通する教育課程は存在しないため、州あるいは学校や企業ごとでそれぞれ自主的に金融教育が行われている。子どもに金融教育を学ばせるのは当たり前なことであり、幼稚園から高校まで、そのレベルに合わせた教育環境が整っている。イギリスでは政府機関が主導しているが、アメリカでは金融機関に限らず全米経済教育協議会や、ジャンプスタート、個人金融連盟などの民間の NPO 団体が主となり教育を進めている。それらが教材の開発や配布、教員研修を行うことで、金融や経済に関するさまざまな情報を得ることができる。教育の内容は、パーソナルファイナンス（個人のお金の計画や管理）が中心で、いくつかの考え方や選択肢を学びながら、さまざまな場面で応用できる知識を身に付けることができる。金融商品やリスクに関しては、無料オンラインゲームなどを利用しながら、資産運用の商品や仕組みをより具体的に学ぶことができる。

アメリカの金融教育の最大の特徴は、教材である。例として、「グリーンライト」は、子どもの金融リテラシー向上を目的にアメリカで使用されているデビットカードであり、子どものころからカードを実際に使いながら学べるため、カードのシステムの実践的機能を理解しておくことができる。さらに、アメリ

カは ICT と呼ばれるオンラインで参加できる無料教材がたくさん用意されてあるため、ゲームで金融を学ぶことができる。金融に関するクイズとアメリカンフットボールのゲームを組み合わせたクイズゲームや、株式ゲーム、学生が財政難にある人々を助ける 15 のミッションから構成されるシュミレーションゲームなどの様々なゲームからの学習や新聞や資料を見ての議論をおこなって、体系的に金融を学び、生活に直結するクレジットカードとデビットカードの違いや使い方、投資に関する運用方法なども学ぶことができる。

第 3 節　日本と海外の金融教育の比較

金融中央広報委員会が 2019 年に行った「金融リテラシー調査」の結果、日本が他国より負けていることがわかる。共通問題 6 問での正答率を米国と比較すると、日本の正答率が 47%、米国の正答率が 53%と 6%の差がある。

金融知識に自信がある人の割合は、日本 12%、米国 76%と 64%の大きな差があり、金融教育を学校で受けた人の割合は、日本 7%、米国 21%と 14%の差がある。

図 6

（図表42）米国との比較

(%)

	日本	米国
正誤問題６問平均	47	53
①複利（５年後）〈Q19〉	44	75
②インフレ〈Q20〉	55	59
③住宅ローン〈Q21-2〉	70	75
④分散効果〈Q21-4〉	47	46
⑤債券価格〈Q22〉	24	28
⑥72の法則〈Q31〉	42	33
金融教育を受けた人の正答率	62	60
男性	55	58
女性	39	48
18～34歳	34	43
35～54歳	44	53
55～79歳	57	60
年収250万円未満	40	42
年収250～750万円	50	52
年収750万円以上	60	63
金融知識に自信がある人の割合〈Q17〉	12	76
金融教育を学校で受けた人の割合〈Q39〉	7	21

(%)

	日本	米国
借り過ぎと感じている人の割合〈Q1-8〉	13	40
年収250万円未満	14	43
年収250～750万円	14	42
年収750万円以上	12	34
緊急時の金銭的備えがある人の割合〈Q11〉	54	46
年収250万円未満	39	24
年収250～750万円	58	44
年収750万円以上	71	67
18～34歳	34	40
35～54歳	48	41
55～79歳	71	56

（注）米国の年収の欄には、25 千ドル未満、25～75 千ドル、75 千ドル以上の 3 区分の正答率を記載。

（出典）金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019 年)」
（https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/）

イギリス、ドイツ、フランスとの比較では、比較している問題が違い、金融知識についての問題で、日本の正答率が 60%のところ、イギリスは 63%、ドイツが 67%、フランスが 72%と日本が一番下であることがわかる。

図 7

（金融知識に関する設問の正答率）

(%)

		日本	英国	ドイツ	フランス
知識（５問平均）		60	63	67	72
①金利	Q18	69	57	64	57
②複利	Q19	44	52	47	54
③ｲﾝﾌﾚの定義	Q21-1	62	80	87	87
④ﾘｽｸﾘﾀｰﾝ	Q21-3	77	74	79	87
⑤分散投資	Q21-4	47	52	60	75

（出典）金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019 年)」
（https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/）

第 4 節　私たちが考える金融教育のあり方

アメリカの金融教育の特徴の 1 つとして、ゲームを教材として、教育を行うという取り組みがあることを述べた。私たちは、日本における金融教育のあり方の 1 つとして、「ゲームを使った金融教育」を述べていく。

日本でも、ゲームを使った教育というのは取り組まれている。ゲームの要素を社会活動やサービス開発に組み込むことをゲーミフィケーションといい、2010 年代に使われるようになった言葉で、教育分野においても活用されている。ゲーミフィケーションの特徴は、大きく分けて 3 つある。

最初に、ゲームでない活動やサービスの一部に、ゲームのデザインや仕組み

を取り入れているなど、ゲームの要素を取り入れている点である。例として、娯楽として扱われるゲームのゴールやルール、フィードバックなどといった要素がサービスに盛り込まれている。

次に、クリアすべき課題が設定されており、クリアするとなんらかの報酬が得られるようになっていることが挙げられるなど、課題・目標・規則が明確である点である。また、規則が決まっており、その規則の中で課題に取り組める。

最後に、一番大切な「動機付け」につながる点である。例として、この問題をクリアしたら何かがもらえるとか、一定時間を活動にかけるとバッジや称号が与えられるといった仕組みによって、行動を促す仕組みになっているかが大切である。ゲームの要素はあくまでも、本来の目的を補助するために活用するべきである。

総務省の「平成 30 年版 情報通信白書」によると、スマートフォンの世帯保有率が 2010 年では約 10%でしたが、2017 年には約 95%まで増加している。さらに、個人のスマートフォン保有率も、2014 年は約 45%、2017 年は約 61%と増加している。このように、スマートフォンが急速に普及したことにより、アプリケーションの開発が進み、教育・学習を目的に作られたアプリが普及したことで、ゲームを通して学習する、ゲーミフィケーションの考え方が広がったといえる。

ゲーミフィケーションを学習に取り入れる方法は様々で、その方法により期待される効果は異なるが、代表的な効果の例として、3 つ述べていく。

最初に、学習を継続しやすい、学習意欲を維持しやすい点である。ゲームは本質的に課題志向であり、課題をクリアしたことを学習者自身が実感でき成長の実感を得やすい（学習意欲が高まりやすい）ため、継続学習に繋がりやすいという効果が期待される。

次に、繰り返し学習することで、暗記しやすい点である。暗記すべき重要事項を、ゲームを通して自然と身に付けることができる。間違えた部分や重要な内容を繰り返し確認させるために、ゲーミフィケーションを活用したサービスが多くある。

最後に、複雑な概念が理解しやすくなる点である。ゲーミフィケーションを活用することで、複雑な概念の理解を促す効果が期待できる。言葉だけでは理

解しづらい内容を動画で解説する、覚えにくい内容をキャラクターとの会話やストーリーの中で覚えるなどの方法が挙げられる。

しかし、ゲームというと、視力の低下や運動能力の低下など、悪い印象を持っている人が多い。さらに、アプリの開発には費用がかかるといった問題がある。これらの問題をどのようにして、解決していくかが課題になる。

第 3 章　資産運用におけるライフプランニング

本章では資産運用におけるライフプランニングについて iDeCo（個人型確定拠出年金）、つみたて NISA の 2 つに分けてそれぞれメリット・デメリットを明確にして 2 つのメリットの比較、用途別の活用について述べる。

第 1 節　iDeCo（個人型確定拠出年金）について

最初に iDeCo の愛称で呼ばれることの多い個人型確定拠出年金とは、掛け金を自分自身で運用しながら積み立てていき、原則 60 歳以降に積み立てたお金を受け取ることができる仕組みである。iDeCo は大きく分けて以下の 3 つのプロセスで成り立っている。

①拠出

IDECO の掛け金は限度額の範囲内（自営業であれば月額 6 万 8, 000 円、会社員や公務員で企業年金がない場合は月額 2 万 3, 000 円、企業型確定拠出年金に加入している場合は月額 2 万円）で自由に決めることが可能（毎月 5000 円から 1000 円単位で選択）であり、掛け金は年に 1 回変更可能である。

②運用

運用は選定・提示されたものの中から自由に組み合わせ、個人の運用方針に沿って自由に商品を選択・配分することができる。

③受け取り

最後にお金の受け取りは、60～70 歳の間の好きな期間に受け取りを開始することができ、年金（分割受け取り）、一時金（一括受け取り）、があり、この二つの併用も可能になっている。

次に iDeCo のメリットについて述べていく。iDeCo のメリットは大きく分けて 3 つある。

1 つ目は、拠出についてのメリットとして老後資金の運用と聞くと大きな金額が必要なのではないかと思われがちだが、iDeCo は月額 5000 円から気軽に積み立て始めることができ、1000 円単位で年に一回積立金を変更することができるのでお金に余裕のある年は積立金を 6000 円や 7000 円などに少しだけ引き上げることも可能になる。

2 つ目は、運用についてのメリットとして金融商品が 10～30 商品と限定されているため初心者の方でもあまり迷わずに決めることができる。さらに、iDeCo には「元本確保商品（定期預金など)」と「投資信託」がある。元本割れに抵抗がある方は定期預金などの元本確保商品を選択することができ、元本割れをあまり気にせず積極的な運用を希望する方は投資信託を選択することができる。この iDeCo の投資信託は一般に販売されている投資信託と比べて信託報酬などのコストが安いものが多いのでその分効率的な運用ができ、その運用の成果は長期になるほど大きくなる。

3 つ目は、iDeCo の最大のメリットとして 3 つの税制優遇制度がある。

1 つ目として毎月の掛け金が全額、所得税や住民税の課税所得から差し引くことができる「所得控除」の対象となり、その年の所得税・翌年の住民税の負担が軽減される。例として、毎月の掛け金が 1 万円(年間 12 万円)で所得税(10%)、住民税（10%）であれば所得税 1 万 2 千円、住民税 1 万 2 千円を合わせて年間 2 万 4 千円の税金が安くなる。このように将来の年金を運用して積み上げるだけでなく、今の税金も安くなるメリットがある。

2 つ目は分配金などの運用益が非課税になることである。通常、投資信託の運用益や、定期預金の利息には 20．315%の税金がかかるが、iDeCo はすべて非課税になる。例として、運用収益が 10 万円の場合、20．315%の税金がかかり、通常 79，685 円しか受け取れないが、iDeCo は非課税なので税金が差し引かれることなく、10 万円をそのまま受け取り、運用に回せるので効率よく運用できる。

3 つ目は、受け取り時に一定額まで非課税の対象になることである。60 歳以降、積み立てた資金を受け取る際、上記でも示した通り、年金か一時金又はその二つを併用して受け取ることができる。年金、で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用され非課税になる場

合がある。二つを併用する際はどちらの控除も利用することができる。

年金方式で受け取る場合、この所得は雑所得に分類され他の公的年金等の収入の合算額に応じて公的年金等所得控除の対象となる。公的年金等の収入の合計額が 65 歳未満だと 70 万円まで、65 歳以上だと 120 万円まで非課税となる。以下図は年金方式で受け取った際の非課税になる見やすく図でまとめたものである。

図 8

年金受取者の年齢	公的年金等の収入合計額	割合	控除額
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合は所得金額はゼロとなる。		
	70万円超～130万円未満	100%	700,000円
	130万円以上～410万円未満	75%	375,000円
	410万円以上～770万円未満	85%	785,000円
	770万円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は、所得金額はゼロとなる。		
	120万円超～330万円未満	100%	1,200,000円
	330万円以上～410万円未満	75%	375,000円
	410万円以上～770万円未満	85%	785,000円
	770万円以上	95%	1,555,000円

例として、65 歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が 350 万円の場合には、公的年金等に係る雑所得計算は次のようになり、算出された金額が課税対象となる。

350 万円×75％－37 万 5000 円＝225 万円

また、一時金で受け取る場合は退職所得となり退職所得控除の対象となる。これは確定拠出年金を積み立てる期間によって控除額が算出される。以下の図は控除額の算出方法を見やすくまとめた図である。

図 9

勤続年数	退職所得控除
20年以下	40万円×勤続年数（80万円以下の時は、80万円）
20年以上	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

例として、積立期間が 15 年であった場合、40 万円×15 年＝600 万円まで退職所得控除の対象である。また、積立期間が 30 年であった場合、800 万円＋70 万円×（30 年－20 年）＝1，500 万円が対象になる。だが、一時金として受け取る際退職金とともに受け取る場合は退職金と IDECO の一時金額の合算額に適用されるため、上記の例でプラス退職金が 1，000 万円ある場合は合算した 2，500 万円から 1，500 万円が控除されるので残りの 1，000 万円には課税されることになる。退職金がある場合にはこの点に注意して受けとってもらいたい。

最後に iDeCo のデメリットについて述べていく。デメリットは大きく分けて 3 つある。

1 つ目は、原則 60 歳まで引き出すことができないことである。iDeCo は「個人型確定拠出年金」の愛称であり、名前の通り「年金」であるため公的年金が一定の年齢にならないと支給されないのと同様、iDeCo で積み立てた資金も原則 60 歳にならないと解約して引き出すことができない。iDeCo を含む確定拠出年金は老後の資産形成に関して自助努力によって、公的年金では足りないといわれた額を補完してもらうことを目的に導入されたため、途中で現金化してしまうとその目的が果たせなくなってしまう。そのため原則 60 歳までは自分で積み立てたお金であっても自由に引き出すことができなくなっている。代わりに自助努力をサポートするため大幅な税制優遇が与えられる制度なのである。また、引き出しの制限に「原則的に」とあるのは、一定の要件を満たせば 60 歳以前でも iDeCo を脱退することができ、**「脱退一時金」**を受け取れるケースがあるからである。ただし、この要件はとても厳格なものになっているため、法改正でほとんどの方が iDeCo に加入できるようになった現在ではこの脱退要件を満たすケースはほぼなくなっている。脱退一時金の支給要件は以下の図の通りである。

図 10

脱退一時金の支給要件

イデコ(個人型)	企業型
以下の全ての要件に該当する者	以下の全ての要件に該当する者
① 国民年金保険料免除者であること。 ② 障害給付金の受給権者でないこと。 ③ 掛金の通算拠出期間が3年以下であること(退職金等から確定拠出年金へ資産の移換があった場合には、その期間も含む) または資産額が25万円以下であること。 ④ 最後に企業型年金加入者またはイデコ(個人型年金)加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと。 ⑤ 企業型脱退時に脱退一時金の支給を受けていないこと。	① 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、イデコ(個人型年金)加入者およびイデコ(個人型年金)運用指図者でないこと。 ② 資産額が1万5,000円以下であること。 ③ 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失してから6ヶ月を経過していないこと。

出典：厚生労働省「iDeCoの概要：制度の詳細：(4) 給付」より作成

2 つ目は iDeCo では口座開設・維持にそれぞれ手数料がかかることである。まず iDeCo に加入する際に**口座開設のための手数料**がかかる。これは加入時のみの手数料で iDeCo を主管している国民年金基金連合会の事務費用に充てられ、大部分の運営管理機関が 2，829 円としている。また、運用期間中も**口座管理手数料**が掛金から差し引かれる。これは運営管理機関によって金額が異なり、月額 167 円から 600 円台までさまざまである。銀行などは毎月の口座管理手数料や加入時手数料に各自で設定した手数料を上乗せしているところがあり、「一定の条件を満たせば無料」となる場合もある。この 2 つの手数料を合計すると加入初年度では年額でおよそ 5，000 円～1 万円、2 年目以降は 2，000 円～7，000 円程度かかることになる。運用商品には元本確保型商品もあり、リスクを好まない方はこのような商品を指定するのも一種の手であるが、上記の手数料

を考えると、現在の低い金利水準では「手数料負け」してしまう可能性がかなり高いことを心得ておきたいところである。もっとも、iDeCo 最大のメリットである掛金の全額所得控除も合わせて考えると、手数料を差し引いてもおつりがくるケースも多い。

例として、①掛金が月額 1 万円、所得税を 5%、住民税率を 10%、口座管理手数料を 600 円②掛金が月額 1 万円、所得税を 5%、住民税を 10%、口座管理手数料を 167 円とする。そうすると、

①掛金合計：1 万円×12 か月＝12 万円

所得税節税額：12 万円×5%＝6，000 円

住民税節税額：12 万円×10%＝1 万 2，000 円

節税額合計：6，000 円＋1 万 2，000 円＝1 万 8，000 円

初年度手数料：2，777 円＋600 円×12 か月＝9，977 円→＋8，023 円

2 年目以降の手数料：600 円×12 か月＝7，200 円→＋1 万 800 円

②掛金合計：1 万円×12 か月＝12 万円

所得税節税額：12 万円×5%＝6，000 円

住民税節税額：12 万円×10%＝1 万 2，000 円

節税額合計：6，000 円＋1 万 2，000 円＝1 万 8，000 円

初年度手数料：2，777 円＋167 円×12 か月＝4，781→＋1 万 3，219 円

2 年以降の手数料：167 円×12 か月＝2，004 円→＋1 万 5，996 円

上記のように、手数料の額によって積み立ての効率が大きく変わってくることに留意しなくてはならない。

3 つ目は、元本割れのリスクがあり、ある程度の投資の知識が必要になることである。iDeCo は掛金を運用する金融商品を自分で選ぶことができる。これはあくまで投資であるため、元本割れのリスクは当然ある。中には元本保証の金融商品もあるが 2 つ目のデメリットの時にも話したが元本保証商品を選んでしまうと手数料負けしてしまうリスクもあり、掛金も大きく増やすことができない。リスクは高いが大きな運用益を見込める商品と、リスクは低いがリターンも少ない商品をうまく組み合わせて運用する必要がある。どのような金融商品を選ぶかは完全に個人に委ねられており、利益を出せるか、あるいは元本割れしてしまうかは商品選びによるところが大部分を占めている。商品を選ぶ際、

プロのアドバイスを受けることもできるがある程度は自分で判断できるように投資の知識を身に付けておきたいところである。

第 2 節　つみたて NISA について

最初に、つみたて NISA とは、2018 年 1 月からスタートした新しい「少額投資非課税制度」である。これは長期の積立・分散投資を通じた資産形成を援助するために創設された税制優遇制度であり、つみたて NISA は毎年 40 万円まで投資することが可能であり最長で 20 年間投資から得た利益が非課税となる。また、2014 年 1 月からスタートしている NISA もあり（以下一般 NISA)、これはつみたて NISA と併用することはできずどちらか一方を選択しなくてはいけない。一般 NISA とつみたて NISA の比較は以下の図の通りである。

図 11

	つみたてNISA	**一般NISA**
商品の購入方法	積立による買付	通常買付(スポット購入)、 積立による買付
投資対象商品	一定の要件を満たす投資信託	上場株式、ETF、投資信託等
商品購入可能期間	2018年～2037年	2014年～2023年
非課税期間	最長20年	最長5年
各年の非課税枠	40万円	2014年、2015年→100万円 2016年以降→120万円
対象者	20歳以上の日本居住者	
払出制限	なし	
ロールオーバー	不可	可

次に、つみたて NISA のメリットについて述べていく。つみたて NISA のメリットは大きく分けて 3 つある。

1 つ目は、積立額についてである。積立額はつみたて NISA 専用の口座を開設する金融機関ごとで異なるが、SBI 証券や楽天証券、松井証券などのネット証

券では最低 100 円から積立投資ができるようになっている。詳しくは以下の図の通りである。

図 12

金融会社名	最低投資額
SBI証券	100円～
楽天証券	100円～
マネックス証券	100円～
松井証券	100円～
三菱東京UFJ銀行	1,000円～
みずほ銀行	1,000円～
ゆうちょ銀行	1,000円～

上記の図の通り、大手銀行や証券会社では最低 1, 000 円からとなっているため、ア試し感覚で最初はじめるのであればネット証券での口座開設がおすすめだと考える。

しかし、毎月 100 円ずつ投資していても大きな資産を作ることはできない。当然元の投資額が少なければ最終的な資産額も少ないということになる。では、つみたて NISA ではどの程度の資産が作れるのだろうかという疑問だが、大前提としてつみたて NISA の年間投資上限額は 40 万円までとルールで決まっている。それを踏まえたうえでどの程度の資産を作ることができるのかまとめたのが以下の表である。

図 13

月の投資額	投資総額	利回り			
		1%	3%	5%	8%
100円	24,000円	26,556円	32,830円	41,103円	58,902円
1,000円	240,000円	265,561円	328,302円	411,034円	589,020円
10,000円	2,400,000円	2,655,612円	3,283,020円	4,110,337円	5,890,204円
15,000円	3,600,000円	3,983,419円	4,924,530円	6,165,505円	8,835,306円
20,000円	4,800,000円	5,311,225円	6,566,040円	8,220,673円	11,780,408円
25,000円	6,000,000円	6,639,031円	8,207,550円	10,275,842円	14,725,510円
30,000円	7,200,000円	7,966,837円	9,849,060円	12,331,010円	17,670,612円
33,000円	7,920,000円	8,763,521円	10,833,966円	13,564,111円	19,437,674円

(出展)https://43tsukuru.com/tsumitate_nisa_saiteikingaku

このようにつみたてNISAの年間の投資上限まで投資をすると800万円～2,000万円ほどの資産を作ることが可能である。では、具体的に毎月いくらずつ投資すればいいのかと考えた際、①投資で作りたい目標金額はいくらなのか？②毎月無理なく続けられる金額はいくらか？この二つのポイントが大切になってくる。もし、毎月33,000円ずつ投資をすると決めても毎月続けられなくては意味がない。よって、目標の金額に達することができる投資金額でありつつも、毎月投資し続けられる金額であることがつみたてNISAで投資をする点でとても重要である。また、今すぐに多くの金額を投資できない方でも、積立投資は長い時間をかけて複利のパワーで資産を増やしていく投資方法なので、少ない金額からつみたてNISAを使って積立投資を始めることをお勧めする。

2つ目は、現行制度の一般NISAと比べて投資初心者にメリットが大きい点である。この節の最初で示したつみたてNISAと一般NISAの比較図を見てみると、大きな違いは非課税で投資できる期間と上限額が違う点と投資対象となる金融商品が異なるという点である。

まず、非課税で積み立てられる期間は、一般NISAの5年間に対し、つみたてNISAは20年間となっている。また上限額に関して一般NISAは、年間120万円までの投資額が非課税となっており、つみたてNISAは年間40万円が非課税となっている。このことからつみたてNISAの方が、より長期投資にメリットがある制度と言える。

次に、つみたてNISAと一般NISAの投資対象となる金融商品の違いだが、一

般NISAでは、上場株式、ETF、REIT、投資信託が対象の一方、つみたてNISAは金融庁が「長期」「積立」「分散」投資に適していると判断した投資信託・ETFに限定されている。ここまでのことから一般 NISA は年間の投資上限額が多く一括で投資ができること、投資対象商品が幅広いことから投資経験者にとってはメリットが大きい制度だといえる。一方、つみたてNISAは、年間の投資上限額こそ一般NISAと比べて少ないが、その分非課税期間が長く、値動きと上手く付き合うための「長期」「積立」「分散」投資に向いている制度であるため、投資初心者にメリットが大きいと言える。また、つみたてNISAは金融庁が厳選した投資信託・ETF のみ投資対象としているため、これも投資初心者にとってひとつのメリットと言える。現在販売されている投資信託は約6000本もあり、投資初心者がその中から自分にあった商品を選ぶのはとても難しい。この点、つみたてNISAでは金融庁の厳しい基準をクリアした173本（2019年10月1日現在）に限定されているため、投資初心者も選びやすくなっており、あまり気負いせず始めることができる。しかし、金融庁が厳選しているとはいえ利益が確実に出ることを保証しているわけではないので最低限の金融・投資の知識はやはり必要になってくる。

3つ目は、つみたてNISA最大のメリットである運用益が非課税になる点である。つみたてNISAは投資によって得られた売却益（譲渡益）や分配金の運用益が非課税になり、日本では、投資から得られた利益に対して、通常 20.315%の税金（所得税＋住民税＋復興特別所得税）がかかるが、これがゼロとなる。例として、投資信託を運用して10万円の利益を得たとした時、2万315円（＝10万円×20．315%）の税金を支払うことになり、手元に残るのは8万円程度になる。これをつみたてNISAを利用して運用すると10万円の利益をそのまま得ることができる。

最後につみたてNISAのデメリットについて述べていく。つみたてNISAのデメリットは大きく分けて3つある。

1つ目は、メリットのところでも軽く触れたとおり利益が確実に出る保証がないため元本割れのリスクがある点である。つみたて NISA では金融庁が厳選した投資信託やETFから選ぶことになる。投資信託やETFは、定期預金や保険などの「元本確保型商品」ではなく、元本が変動する商品のため運用中に元本

割れしてしまう可能性がある。

2 つ目は、損益通算ができないという点である。損益通算とは通常複数の証券口座を使って投資している場合、それぞれの証券口座の 1～12 月の利益と損失を合算して税負担を軽くすることができるというルールである。例として、証券口座 A でプラス 40 万円、証券口座 B でマイナス 20 万円だった場合、トータル損益はプラス 20 万円となりこの 20 万円が課税対象になる。しかし、つみたて NISA の口座では損益通算ができないため証券口座 A でプラス 40 万円、つみたて NISA 口座でマイナス 20 万円であった場合、証券口座 Ade 得た利益 40 万円すべてが課税対象になる。このことからつみたて NISA を含む複数の口座で並行して投資を行いたいというような方にはデメリットになる。

図 14

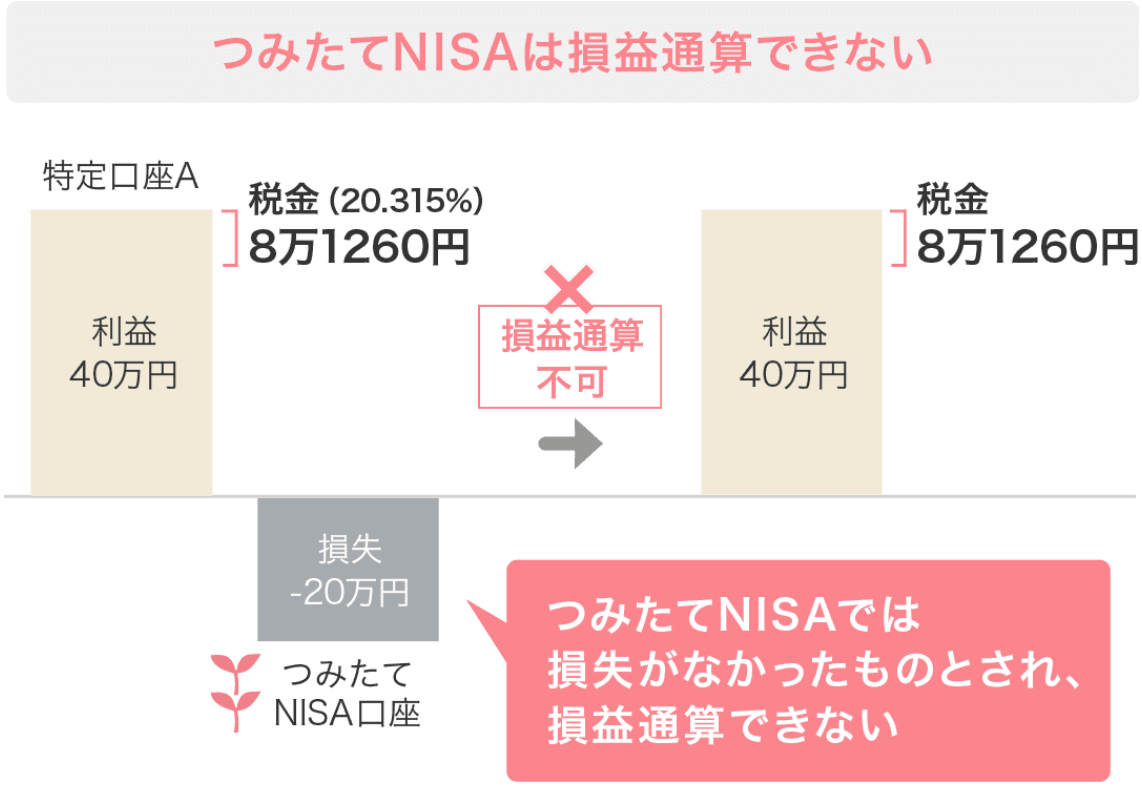

（出展）https://www.tantonet.jp/qa/3090

3 つ目は、非課税期間に期限がついている点である。

はじめに説明をした際にも言った通りつみたて NISA の非課税期間は 20 年と

長期ではあるものの期限があるためデメリットが生じるケースがある。例として、40 万円で投資をした投資信託が非課税期間の終了時に 30 万円にさがったとする。この投資信託に対して「これからの値上がりを期待して今は売らない」という、非課税期間の終了時に売却をしない選択をしたとする。その場合この投資信託はつみたて NISA 口座から課税口座へ移管することとなり、移管した際取得価格が、“本来購入した 40 万円”から“移管時の資産額である 30 万円”に変更される。その後、見立て通り価格が上昇し 40 万円で売却することができた。本来 40 万円という価格で投資信託を買ったため元の元本に戻っただけであるが、課税口座に資産価格 30 万円で移管されたためこの値上がりした 10 万円分は利益とみなされ課税される。よって、約 2 万円を税金として支払はなくてはいけないため最終的に手元に戻ってくる額は元本割れしてしまうということになる。

第 3 節　iDeCo とつみたて NISA のメリット比較

比較 1：年齢制限

iDeCo は 20 歳以上 60 歳未満なら原則誰でも加入することができる(ただし、国民年金保険料未納の方は加入ができない)。一方、つみたて NISA は年齢の上限がなく、60 歳以降も長期で積立投資を非課税で行いたい方にとっては、つみたて NISA はメリットの大きい制度と言える。

比較 2：掛金の控除

iDeCo は積み立てた掛け金の全額が所得控除され、住民税で 10%、所得税で 15%～55%も税金が安くなる。一方、つみたて NISA は、所得控除の適用はないため、この点では iDeCo の方が良いと言える。

比較 3：投資上限額、投資対象商品

iDeCo は、個人事業主なのか会社員・公務員なのか、専業主婦・主夫なのか、また勤務先の年金制度によって投資上限額が異なる。一方、つみたて NISA はだれでも一律年間 40 万円が上限である。

また、投資対象商品についても iDeCo は定期預金・保険などの「元本確保商品」、「投資信託」などがあり、つみたて NISA は金融庁が定めた基準を満たす「投資信託」、「ETF」などがありそれぞれ異なっている。

比較 4：運用資金の引き出し

iDeCo では、原則 60 歳になるまで資金の引き出しができない。一方つみたて NISA では引き出しについての制限はないためいつでも売却して引き出すことが可能である。

比較 5：口座開設

iDeCo では、口座開設時に最低でも 2，829 円の手数料がかかる。さらに金融機関によって異なるが、口座管理手数料もかかってしまう。一方、つみたて NISA には口座開設手数料も口座管理手数料も無料である。

第 4 節　まとめ

上記で示した 5 つの比較から、iDeCo は拠出時や年金受取時の節税メリットが大きいため、勤労収入があり所得控除の効果が得られる人はこれを生かして長期にわたって運用をし、老後資金の準備をすることに適している。

また、つみたて NISA は、自分の目標の額まで積み立てられたときいつでも運用資産を引き出せるため、子どもの教育資金やマイホームの頭金づくり、旅行資金などの様々な目的に応じて活用することができる。

今日、老後資金は 2，000 万円足りないといわれている。つみたて NISA は老後資金というよりかは一時的なお金を作るのに適しているため、これから先年金が減少傾向にあり、人生 100 年時代と言われている今の日本では、60 歳まで引き出すことはできないが長い目で見たときを考えると老後だからと楽観視しないで iDeCo を早いうちから始めることが必要だと考える。

このような iDeCo に関してや、つみたて NISA に関しての知識は現状日本の金融教育の範疇だと詳しく教えてくれるような機会はほぼないといっても過言ではない。しかし、もう私たちも金融教育を軽視できるような状況ではなくなっていることを自覚し、自分の子どもや孫のことを考え金融教育に力を入れていかなくてはいけない。

第 4 章　ESG 投資

この章では、近年の投資教育においての重要なキーワードの一つである「ESG

投資」について述べる。まず、ESG 投資の定義をいい、ESG 投資の必要性、ESG 投資の現状（世界と日本)、そして ESG 投資に関する教育の方法について論ずる。最後には、この章のまとめを記す。

第 1 節　ESG 投資の定義

ESG とは、Environment（環境)、Social（社会)、Governance（企業統治）の 3 つの頭文字を取った用語であり、近年企業金融や証券投資分野において頻繁にその姿を現している。特に、これまで証券投資家においては企業に対する投資を行う際、株価収益率やキャッシュ・フローなどの定量的な財務情報を主な判断材料にしてきたが、それに加え、Environment（環境)、Social（社会)、Governance（企業統治）の 3 つの要素に対する企業の取り組みに配慮して投資する手法が「ESG 投資」である。

ESG 投資のそれぞれに関する要素として、日本の大型機関投資家である GPIF（Government Pension Investment Fund、年金積立金管理運用独立行政法人）は、次の図 14 のようにその具体的な例を掲げている。

図 15　ESG 投資の概略

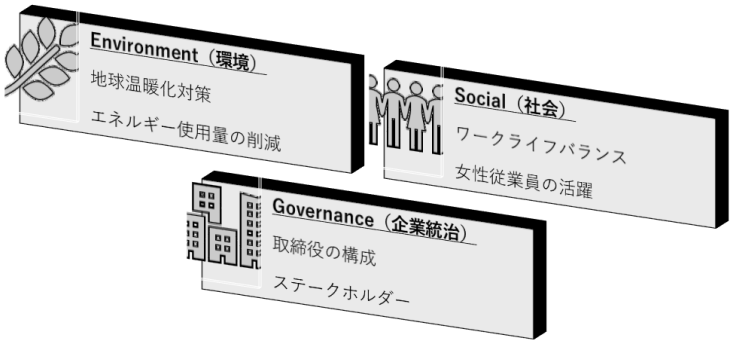

ESG 投資の内容を見てみると、E の「環境」については、自然環境への配慮や環境汚染への対応などその取り組みに関する企業の行動を考えることである。例えば、自動車メーカーの二酸化炭素を排出しない電気自動車の開発や、飲料メーカーの水源地の保全運動などが挙げられる。S の「社会」は従業員の労働

環境への配慮や、地域社会への貢献などについて見る。G の「企業統治」は経営の情報開示や、企業の利益を積極的に株主に還元しているかどうか、外部取締役の登用の取り組みなどについて見る。

機関や個人投資家を含む多くの資産運用の主体が、ESG 投資に注目するようになったのは、国際連合が 2006 年に機関投資家に対して「責任ある投資」を呼びかけ、ESG のコンセプトが公式的に示されたことがそのきっかけと考えられる[1)]。その後、2008 年 9 月のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機の反省から多くの年金基金や資産運用会社などの機関投資家が賛同し、ESG を投資に組み入れる「責任投資原則（PRI)」に署名した。現在では、世界の 500 社近い投資機関がこの PRI に署名しており、その運用資産残高はおよそ 20 兆ドルを超えている[2)]。

第 2 節　ESG 投資の必要性（ESG 投資に関する教育の必要性）

ESG 投資が注目される要因の一つは、2008 年 9 月のリーマン・ショックなどの世界金融危機である。資産運用会社が短期的な利益を過剰に追求するあまり、四半期決算などの短期ベースでの目標を重視しすぎたことへの反省から、利益水準をより高めるためには短期ではなくより長期的な視野で、企業価値の向上（株価上昇)に着目した資産運用が必須だという認識が拡大するようになった。長期投資の場合、企業の財務情報のみならず、持続可能性を重視し、企業のビジネス戦略やガバナンス体制など非財務情報を考慮して判断することが重要になる。さらに、今日の世界は、かつてなかった大規模の自然災害、複雑化・多様化している市場構造などの要因が存在し、これらが企業の営業業績や持続的な成長性に大きな影響を与えるようになっている。したがって、リスク管理の側面から企業の ESG についての評価を投資判断に組み込むようになったのである。

一方で、国際連合や国の年金機構など大規模な機関投資家を中心に ESG 投資の重要性について強調しているにもかかわらず、個人に対する ESG 投資の教育

---

1) https://www.unpri.org/about-the-pri 参考。
2)「2018 年度 ESG 活動報告」、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF)、2018。

はほぼ行われていないのが現状である。実際、年金納付者であり受給者になる個人に対して、年金機構などが行っているESGに基づく投資指針についての継続的な告知や情報の更新などは皆無に等しい。なお、個人投資家として資産運用を行うという一個の資産運用の主体としての性格を考慮に入れるのであれば、個人に対するESG投資の教育は尚更その必要性が高いと言える。

第 3 節　世界と日本の ESG 投資の現状

(1) 世界の ESG 投資の現状

ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、そして日本の ESG 投資残高は 2014 年から 2016 年で 25.28%増加し、2016 年から 2018 年では 34.34%増加と大きく成長している。次の図 2 では世界各地域別の ESG 投資残高を 2012 年、2014 年、2016 年、そして 2018 年に分けて示されている。

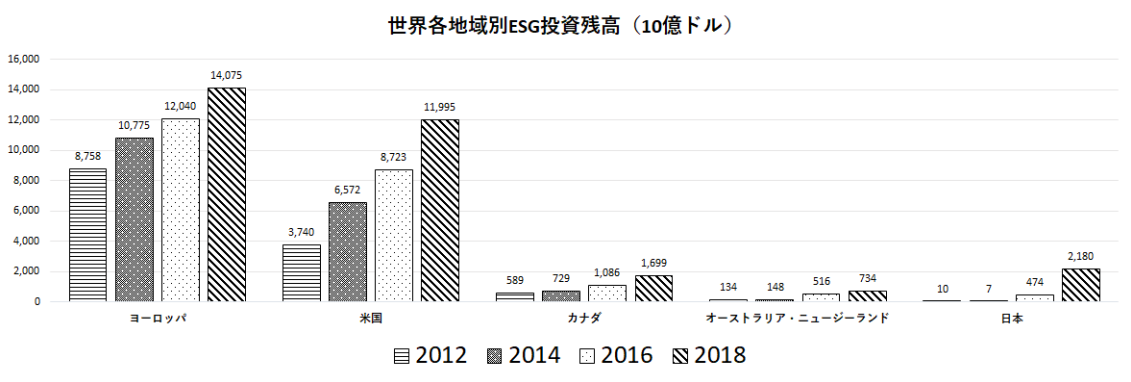

図 16　世界各地域別 ESG 投資残高（10 億ドル）

（資料：Global Sustainable Investment Review）

図 2 から分かるように 2018 年時点で各国を見ると、ヨーロッパの投資残高がおよそ 14 兆ドルと最も多く、約 12 兆ドルのアメリカがこれに次ぐ。ヨーロッパでは環境問題や社会問題への意識が強いことが ESG 投資を普及させたと考えられる。日本ではこうした問題への意識が低かったため、ESG 投資の普及開始が遅くなった。日本の投資残高はおよそ 2 兆ドルとまだまだ少ない。しかし、2012 年～2016 年では日本はカナダやオーストラリア・ニュージーランドよりかなり下回っていたが、2018 年ではこれらの国よりも日本の投資残高は上回っており大きな成長を遂げたことがわかる。

ESG の具体的な投資手法は大きく 7 つに分類される。これら投資の手法別の ESG 投資残高は次の図 3 に示されている。たばこやギャンブル、武器など社会に悪影響を与えるものを扱う企業を投資先から外す「ネガティブスクリーニング」の割合が最も多く、特定のものだけを除外するのではなく、全体的な銘柄評価の中で ESG 観点が考慮される「ESG 統合（ESG インテグレーション）」がそ

れに次ぐ。世界ではこの2つが主流となっている。この他にも、投資先企業との対話や議決権行使により、株主として働きかけを行う「エンゲージメント・議決権行使」、ESG分野の国際基準をクリアしていない企業を投資先から除外する「国際規範スクリーニング」、ESGに優れた銘柄のみ選抜して投資をする「ポジティブスクリーニング」、社会・環境・エネルギーなど特定のテーマに関連する企業の株式や債券に限定した投資を行う「サステナブルテーマ投資」、社会や環境の課題解決に貢献する技術やサービスを提供する企業に投資する「インパクト・コミュニティ投資」といった7つの手法がある。

世界のESG投資はいつ、どのようにして始まったのだろうか。「ESGという言葉は、2006年、国際連合が設立した「PRI（Principles for Responsible Investment、責任投資原則)」の中に初めて大きく登場した。PRIに署名するには、世界の機関投資家が今後守るべき6つの原則を遵守する必要があり、その原則の1つには「我々はESGの課題を、投資分析と意思決定プロセスに組み込む」と書かれている。アメリカで最大規模の機関投資家であるカリフォルニア州職員退職年金基金のカルパースや、ヨーロッパの年金基金など、世界の多数の機関投資家は2006年の設立時署名した。そこからESG投資の動きは世界に広まっていくのである。

（2） 日本の ESG 投資の現状

日本で ESG という言葉が聞かれるようになったのは最近である。実は先進国の中で日本人だけが知らなかったのである。その理由として、MSCI（Morgan

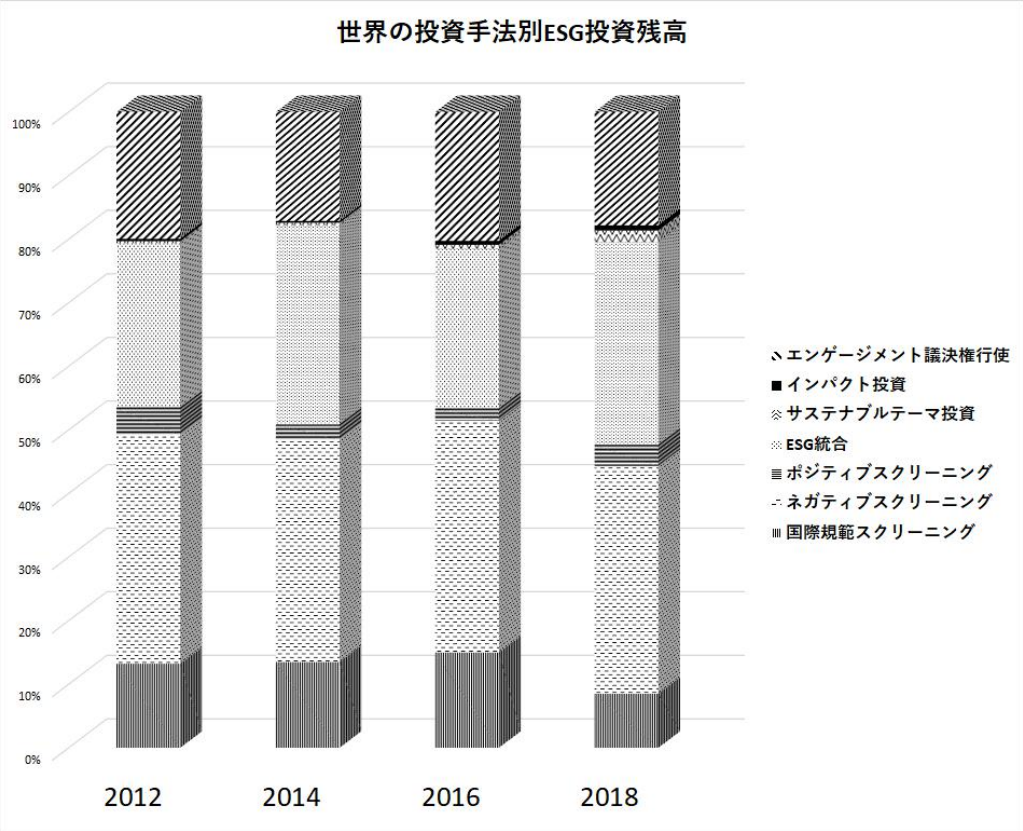

図 17　世界の投資手法別 ESG 投資残高

（資料：Global Sustainable Investment Review）

Stanley Capital International）のような海外の金融サービス企業の ESG 格付は 2006 年以前からされており、日本企業も知らず知らずのうちに格付けされていたのである。ただし近年 GPIF が ESG 投資基準を採用するまで、日本に ESG を投資基準に採用する機関投資家はほぼいなかった。そのため金融市場も上場企業も、誰も、その存在すら知らなかったのである。

近年において日本における ESG 投資はその重要性が高まっている。特に、ESG 投資残高の成長率を計算してみるとその傾向がより明確になる。次の図 4 では世界各地域別の ESG 投資残高の成長率が示されている。

図 4 を見ると日本の圧倒的な成長がよく分かる（2014 年から 2016 年まで約 6,671％の成長率）。投資残高で見ると他の国に劣っているが、成長率で見るとこんなにも日本の ESG 投資の普及が進んでいることを感じられる。

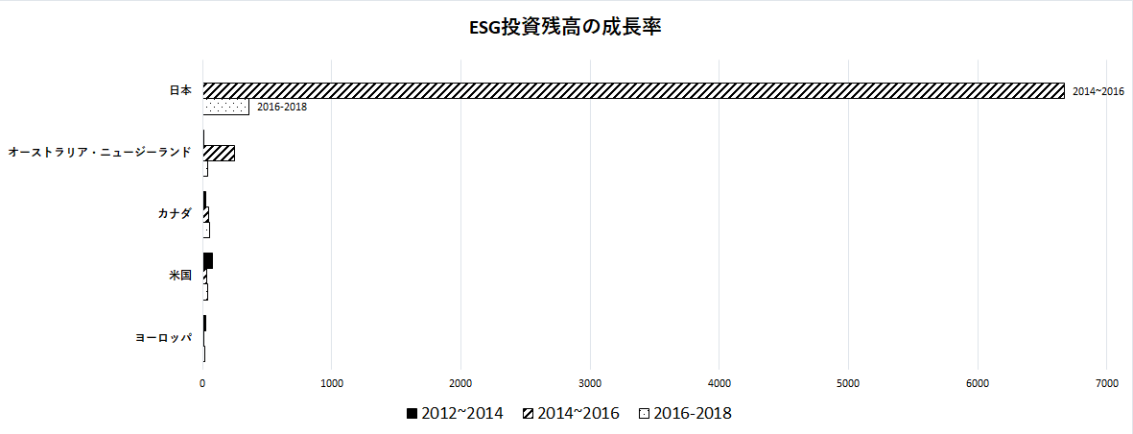

図 18　ESG 投資残高の成長率

（資料：Global Sustainable Investment Review）

しかし、その総額を比べてみると、まだ日本の ESG 投資が十分に行われている
5 とは言えない。国内の ESG 投資の状況は海外と比較して数値をみると、2018 年度を基準に、アメリカでは全体の 39.1%であり、ヨーロッパは 45.9%と統計値のほぼ半分を占めている。一方、日本では、ESG 投資は全体のわずか 7.1%に過ぎない。これから引き続き ESG 投資の拡大が必要であることは他の先進国と比べ明らかになっている。

10 一方で、近年日本の ESG 投資が集中している分野についてみてみる。図 5 では日本の手法別の ESG 投資残高が示されている。世界では、ネガティブスクリーニングや ESG 統合が主流であるのに対して、日本はエンゲージメント・議決権行使の割合が最も多い。その理由として挙げられるのは、日本は「企業統治」に課題のある企業が多いことが背景にある。企業との対話や議決権を行使する
15 ことでその問題の解決を促すことが考えられる。

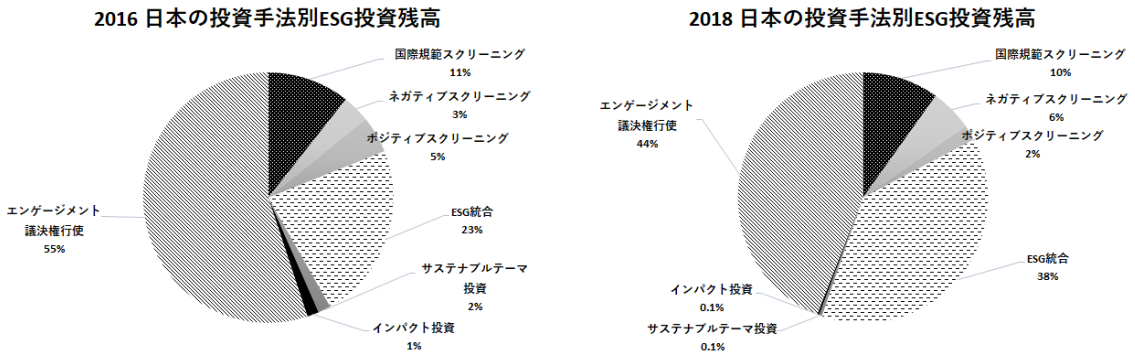

図 19　日本の投資手法別 ESG 投資残高

（資料：Global Sustainable Investment Review）

(3) 日本の GPIF と ESG 投資

日本でも、公的年金を運用する GPIF が ESG 投資への取り組みを強化することを目的として、2015 年 9 月に PRI に署名した。そして 2017 年 7 月、「FTSE Blossom Japan Index」「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数」「MSCI 日本株女性活躍指数（WIN)」という日本株の 3 つの ESG 指数を選定し、これに連動した運用を 1 兆円規模で開始した。2018 年 9 月には「グローバル環境株式指数」を選定し、4 つを併せて約 2.7 兆円を運用している。

2017 年、日本の国民年金約 160 兆円[3)]を運用する世界最大規模の機関投資期間である GPIF が、その運用資金の一部で、第三者評価機関の ESG 評価に基づく「ESG 投資」を始めた。GPIF の ESG 投資は、最初約 1 兆円程度からはじめ、2018 年から 2023 年まで日本国内の株式の投資に約 3 兆円程度にまで増やす予定である。

これまで企業価値の評価は、主に四半期を基準にビジネスの実績を良く見せること(主に短期的な純利益)によって高められるものがほとんどであったが、今後はビジネスの業績に加え、ESG 活動への取り組み、すなわち持続可能かつ長期的なビジネス成長の戦略やリスクのマネジメントなども企業の価値を上下させることになる。

---

3) https://www.gpif.go.jp/operation/the-latest-results.html 参考。

第 4 節　ESG 投資の教育の在り方

教育を行うモデルとして挙げられるのは、政府と民間企業、そして大学である。政府においては、GPIF という機関を活用して、ESG の重要性をアピールすべきである。民間企業においては、特に証券会社が率先して行い、かつ ESG の先駆けの一般企業が積極的に行うべきである。大学ではもちろん講義として行える。

第 5 節　まとめ

ESG を考慮する投資は、国際連合や年金機構など各国の政府の資産運用においてその重要性が高まっている。環境、社会、そして企業統治という、企業や社会が持続可能な発展を成し遂げるための投資の必修要素が ESG である。世界的には、ヨーロッパやアメリカを中心に、ESG 投資に関して先駆的な動きを見せていた。一方で従来の日本においては、ESG 投資に対して認識が不十分だったことから、近年 GPIF や、大手企業を中心に ESG 投資が活発に行われるようになっていた。特に、2014 年度以降の日本の ESG 投資残高の水準は、爆発的な増加傾向を見せており、ESG 投資の認識を普及しようとする動きがうかがえる。しかし、GPIF と大手企業を除くと、日本における ESG 投資への関心はまだ十分とは言えない。この章では、ESG 投資の概略について述べて、近年日本も ESG 投資の重要性を認識していることを明らかにし、さらに、GPIF や大手企業にとどまらず、個人に対する ESG 投資の教育についての必要性とその方法について論じた。今後のより有効的な ESG 投資を日本に定着させるためには、政府機関や大手企業、機関投資家のみならず、大学をはじめ関連研究機関や NPO などの積極的な参加により発展していくべきである。

終章

以上、本稿では金融教育とは、日本と海外の現状、資産の運用について述べてきた。

本稿を踏まえたうえで、やはり日本の金融教育において 3 章や 4 章でも紹介したような資産の運用について教えてくれるような機会がほぼないため投資を

怖いものやギャンブルのようなものに近いと思っている節があるのではないかと私たちは考える。それは、知らないから怖いものだという認識が消えないのであり本稿において提案・紹介してきたものはほんの一部であるがこれが金融教育の発展、資産の運用について多くの人に知ってもらうことに繋がればと願う。

【参考文献】

1. 「資金循環の日米欧比較」日本銀行調査統計局、2019/08/29。
(https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf)
2. 日本はお金に関する教育（金融・経済）がほとんど行われていない件。米国、イギリスなどと比較してみた、2019/08/24。
(https://ideco-ipo-nisa.com/19695)
3. 日本の金融教育　－日本と海外の金融教育を比べてみようー。
(https://www.financial-compass.net/financial-education/)
4. 「金融教育プログラム　－社会の中で生きる力を育む授業とはー」、知るぽると、金融広報中央委員会、2016/02。
(https://www.shiruporuto.jp/public/data/magazine/program/)
5. 金融経済教育の必要性、みずほファイナンシャルグループ。
(https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/education/necessary/index.html)
6. 銀行が取組む金融教育の活動一覧、全国銀行協会
(https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-h/8239/)
7. 「高齢社会における資産形成・管理」報告書（案）、金融審議会市場ワーキング・グループ、2019/05/22。
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryou/20190522/01.pdf)
8. 老後資金はいくら必要？どうやって貯める？、三菱 UFJ ファイナンシャルグループ
(https://www.tr.mufg.jp/dekirukoto/commentary/05.html)
9. 金融庁「最低限身に付けるべき金融リテラシーについて」、2013/11/29。
(https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf)
10. 金融広報中央委員会「金融リテラシー・マップ（２０１５年６月改訂版）」、2016/01。
(http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf)
11. 金融経済教育を推進する研究会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」、2014/04。

（http://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/content/jittai_rep.pdf）
12. 「金融リテラシー調査 2019」の結果から判明したスグに実践すべき 3 つの習慣、2019/08/03。
（https://kinfumi.com/category/firstofall/kinyurite#i-3）
13. 「英国における金融教育に関する実態調査 ーマネー・アドバイス・サービス（MAS）の事例ー」、野村資本市場研究所、2017/03。
（https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20170619/01.pdf）
14. 海外の「マネー教育」事情 金融教育の先進国と言われるイギリスとアメリカの取り組みをご紹介、2018/08/24。
（https://manetatsu.com/2018/08/140005/）
15. 世界と日本の金融教育を徹底比較！日本はどうあるべき？、2017/10/02。
（https://www.enigma.co.jp/media/page-11251/#page4）
16. なぜ「ゲーム」が日本の教育を変えるのか ー楽しい勉強が長続きする理由ー、2017/10/11。
（https://president.jp/articles/-/23229）
17. 教育にも用いられる「ゲーミフィケーション」とは？ゲームの要素を社会活動やサービス開発に組み込むこと、2019/07/05。
（https://education-career.jp/magazine/data-report/2019/about-gamification/）
18. 川部紀子(2018)「まだ間に合う 老後資金 4000 万円をつくる！ お金の貯め方・増やし方（アスカビジネス）」
19. 金融庁「投資の基礎知識」
（https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/knowledge/index.html）
20. 「公的年金、ESG に 3.5 億円投資 18 年度末―運用実績は 2 兆 4 千億円の黒字」、日経新聞電子版、2019/07/05。
21. 「遅れているのは日本だけ？世界 2500 兆円に膨らむ ESG 投資」、Forbes JAPAN、2018/08/20。
22. 「ESG 投資拡大に向けた課題を探る―社会的リターン評価の普及がカギ」、経済百葉箱第 136 号、公益社団法人日本経済研究センター、2019/03/29

23. 「2014 Global Sustainable Investment Review」、Global Sustainable Investment Alliance (GSIA)、www.gsi-alliance.org、2014。
24. 「2016 Global Sustainable Investment Review」、Global Sustainable Investment Alliance (GSIA)、www.gsi-alliance.org、2016。
25. 「2018 Global Sustainable Investment Review」、Global Sustainable Investment Alliance (GSIA)、www.gsi-alliance.org、2018。
26. 「2018 年度 ESG 活動報告」、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、2018。
27. 「2017 年度 ESG 活動報告」、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、2017。